新潟県

新潟県報

発行　新潟県
号外 2
平成26年11月28日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

選挙管理委員会告示

42　衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間（選挙管理委員会）

43　衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間（選挙管理委員会）

44　衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項及び第23条第１項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長　長津　光三郎

１　被登録資格決定基準日　平成26年12月１日
（ただし、年齢については、平成26年12月14日とする。）

２　登　録　日　平成26年12月１日

３　縦　覧　期　間　平成26年12月２日

◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第２項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長　長津　光三郎

縦　覧　期　間　平成26年12月２日

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第５項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

新潟県選挙管理委員会
委員長　長津　光三郎

平成26年12月２日